備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

$U_{15} = 1.000$

$U_{16} = 0.526$

V_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た中心市街地再活性化等特別対策事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

$W_{15} = 1.000$

$W_{16} = 0.526$

W_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　2.053
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

W_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　2.000
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.421

W_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　2.000
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.421

W_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　2.25158
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.14421

W_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　2.53000
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.28158

W_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　2.47316
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.30316

X_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額について

備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

$U_{15} = 1.000$

$U_{16} = 0.526$

V_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た中心市街地再活性化等特別対策事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

$W_{15} = 1.000$

$W_{16} = 0.526$

W_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　2.053
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.421

W_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　2.000
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.421

W_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　2.000
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.421

W_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　2.25632
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.15053

W_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　2.53158
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.28526

W_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　2.947
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.579

X_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については